

森町耐震改修促進計画

(令和8年度から令和12年度まで)

令和8年4月

森 町

目次

第1章 基本的事項.....	1
1 背景と目的.....	1
(1) 背景.....	1
(2) 目的.....	1
2 基本的事項.....	2
(1) 対象区域.....	2
(2) 計画期間.....	2
(3) 対象建築物.....	2
(4) 計画の位置付け.....	2
3 想定される地震の規模・被害	3
第2章 建築物の現状と目標	4
1 住宅.....	4
2 多数の者が利用する特定建築物.....	5
3 公共建築物.....	7
4 沿道建築物.....	8
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	9
1 補助制度	9
(1) プロジェクト「TOUKAI-O+（プラス）」	9
(2) 耐震改修促進税制等	12
(3) 住宅ローンの優遇制度.....	12
2 啓発及び知識の普及	12
(1) 具体的な周知・啓発の方法	12
(2) 相談体制・各情報の整備と拡充	12
(3) その他周知・啓発する事項	13
3 関係者との連携促進等	14
(1) 役割分担.....	14
(2) 静岡県・関連機関との連携等.....	14
第4章 進行管理・執行体制	18
1 進行管理	18
2 執行体制	18

第1章 基本的事項

1 背景と目的

(1) 背景

日本における建築物の耐震基準は、大地震の発生を契機として段階的に強化されてきた。中でも大きな転換点となったのが、昭和56年6月の建築基準法改正である。この改正により、大規模地震においても倒壊・崩落しないことを目標とする新たな耐震設計の基準（以下「新耐震基準」という。）が定められた。一方、昭和56年5月以前の基準（以下「旧耐震基準」という。）により建築された既存建築物については、既存不適格建築物として扱われ、耐震化は必ずしも十分に進まなかった。

その後、平成7年1月に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）では、旧耐震基準の建築物を中心に多数の倒壊被害が生じ、多くの尊い命が失われた。これを契機に既存建築物の耐震化の重要性が広く認識され、国は平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法。以下「法」という。）を制定した。

森町では、静岡県が平成13年度から実施している木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」に準じ、主に木造住宅の耐震化を推進している。さらに、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）をはじめ、平成28年4月の熊本地震、平成30年6月の大阪府北部地震、令和6年1月の能登半島地震など、近年も各地で大地震が相次いで発生している。これらの災害を通じて新たな課題が次々と明らかになるとともに、甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震の切迫性は一層高まっている。

(2) 目的

このような状況を踏まえ、静岡県は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日国土交通省第百八十四号）に基づき、建築物の耐震化を推進していくことを目標に掲げている。森町においても、静岡県の方針に準じ、1人でも多くの人命を守ることを目的として、建築物の耐震化を一層推進していく。

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく森町耐震改修促進計画として策定し、住宅・建築物の耐震化を計画的に推進する。静岡県の木造住宅耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」は令和7年度をもって終了するが、森町においては、これまでの取組の考え方を引き継ぎ、静岡県が構築する令和8年度以降の新たな事業体系の下で、引き続き住宅・建築物の耐震化を推進する。施策の実施に当たっては、社会資本整備総合交付金（住宅・建築物耐震改修事業）を活用し、住宅・建築物の耐震診断、木造住宅の耐震改修、木造住宅の除却、ブロック塀等の除却・建替え、屋根の耐風対策等を実施する。

2 基本的事項

(1) 対象区域

森町全域

(2) 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

(3) 対象建築物

原則として旧耐震基準の建築物とする。

また、地震により被害を受けた建築物又は経年劣化が進んだ建築物についても、所有者等による点検及び必要な対策を促す観点から、本計画の対象に含める。

さらに、新耐震基準の木造建築物については、近年の地震被害の知見等を踏まえつつ、森町の実情、財源、実施体制等を勘案し、必要に応じて対象への位置付けを検討する。

(4) 計画の位置付け

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき策定するものであり、静岡県耐震改修促進計画に示される基本方針、目標設定の考え方及び施策の方向性を準用する。その上で、森町の住宅・建築物の状況、財政状況及び実施体制等を踏まえ、森町としての取組内容を定める。あわせて、森町国土強靱化地域計画、森町地域防災計画その他の関連計画と整合を図りながら推進する。

3 想定される地震の規模・被害

想定される地震の規模及び被害の状況は、静岡県第4次被害想定の結果とし、以下のとおりとする。ただし、その他の地震にも留意し、必要な対策を進める。

区分	内容	
レベル1の地震 (東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震)	森町がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震 (マグニチュード8.0~8.7程度)	
	建物被害	全壊・焼失棟数：約2,300棟 (うち地震動・液状化：約1,800棟) ※冬・夕方、地震予知なしの場合
	人的被害	死者数：約40人 ※冬・深夜、早朝避難率低、地震予知なしの場合
レベル2の地震 (南海トラフ巨大地震)	平成24年(2012年)の内閣府により示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震 (マグニチュード9.0程度)	
	建物被害	全壊・焼失棟数：約4,100棟 (うち地震動・液状化：約3,400棟) ※陸側ケース、冬・夕方、地震予知なしの場合(国想定は基本ケース)
	人的被害	死者数：約100人 ※陸側ケース、冬・深夜、早朝避難率低、地震予知なしの場合

第2章 建築物の現状と目標

1 住宅

森町は、静岡県の方針に準じて木造住宅の耐震化を促進しており、木造住宅の耐震改修事業（一体型）は、表2-1のとおり290戸実施している。

表2-1 プロジェクト「TOUKAI-0」事業の実績（単位：戸）

事業名	～R02	R03	R04	R05	R06	R07	合計
わが家の専門家診断	693	9	29	30	54	3	818
木造住宅の耐震改修事業（一体型）	136	26	28	34	43	23	290
木造住宅の除却事業					3	5	8
屋根の耐風診断事業					10	4	14
屋根の耐風改修事業					10	3	13
ブロック塀等の除却事業	88	8	3	7	5	3	114
ブロック塀等の建替え事業	20	6	2	4	4	1	37

「令和5年住宅・土地統計調査（総務省調査）」によると、森町における住宅の耐震化の状況は、表2-2のとおりである。居住世帯のある住宅6,020戸のうち、耐震性を有する住宅は5,469戸であり、耐震化率は90.8%となっている。

住宅の耐震化は、住宅の倒壊を防止し町民の命を守ることに加え、負傷者や避難者の減少につながり、発災後の応急対応や復興に伴う社会全体の負担を軽減する効果がある。このため、耐震化の取組は引き続き促進する必要がある。

そこで、静岡県耐震改修促進計画及び森町における耐震改修の状況を踏まえ、住宅の耐震化率を令和12年度までに95%へ向上させることを目標とする。

表2-2 住宅の耐震化の現状と目標（令和5年住宅・土地統計調査から推計）
（単位：戸）

区分	①昭和56年以降の住宅	②昭和55年以前の住宅	④住宅数 (①+②)	⑤耐震性有住宅数 (①+③)	現状の耐震化率 (令和5年度末) ⑤/④	耐震化率の目標 (令和12年度末)
		③うち耐震性有				
木造	3,780	1,640	5,420	4,897	90.3%	—
		1,117				
非木造	520	80	600	572	98.1%	—
		52				
合計	4,300	1,720	6,020	5,469	90.8%	95%
		1,169				

「令和5年住宅・土地統計調査」によると、令和元年から令和5年の5年間に耐震改修を実施した住宅（持ち家）の戸数は、表2-3のとおり180戸である。

表2-3 住宅（持ち家）の耐震改修状況（令和5年住宅・土地統計調査）

	総数	うち耐震改修済（R01～R05）
昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震改修を実施した戸数	1,640戸	180戸

2 多数の者が利用する特定建築物

「特定建築物の耐震化に係る実態調査」の結果によると、表2-4のとおり、法第14条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物」という。）の耐震化率は100%である。

表2-4 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状と目標（単位：棟）
（令和8年3月末現在）

区分	①昭和56年以降の建築物	②昭和55年以前の建築物	④建築物数 (②+③)	⑤耐震性有建築物数 (②+③)	現状の耐震化率 (平成30年度末) ⑤/④	耐震化率の目標 (令和12年度末)
		③うち耐震性有				
多数の者が利用する特定建築物 (法第14条第1号)	31	17	48	48	100%	達成済 (平成26年度末)
		17				

また、表2-5のとおり、多数の者が利用する特定建築物を「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」、「特定多数の者が利用する建築物」に区分して、区分ごと及び公共建築物と民間建築物ごとに耐震化率の目標を設定する。なお、平成26年度末で、公共建築物及び災害時の拠点となる建築物については100%、民間建築物についても100%を達成した。

表 2-5 用途別の多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状と目標（単位：棟）
（令和 8 年 3 月末現在）

多数の者が利用する 特定建築物 (法第 14 条第 1 号)		① 昭和 56 年以 降の 建築 物	② 昭和 55 年以 前の 建築 物	③ 建築物 数 (①+②)	④ 耐震性 有建築 物数	耐震化 率 (平成 26 年 度末)	耐震化 率の目 標達成 (平成 26 年 度末)	
用途								
災害時 の拠点 となる 建築物	県庁、市役所、町役場、 警察署、消防署、幼稚園、 小・中学校、高校、病院、 診療所、老人ホーム、	10	11	21	21	100%	100%	
	老人福祉センター、	公共	7	11	18	18	100%	100%
	体育館等	民間	3	0	3	3	100%	100%
不特定 多数の 者が利 用する 建築物	百貨店、飲食店、ホテル、 旅館、映画館、遊技場、 美術館、博物館、銀行等	1	0	1	1	100%	100%	
		公共	0	0	0	0	0%	100%
		民間	1	0	1	1	100%	100%
特定多 数の者 が利用 する建 築物	賃貸住宅（共同住宅に限 る）、寄宿舎、下宿、事務所、 工場等	20	6	26	26	100%	100%	
		公共	5	1	6	6	100%	100%
		民間	15	5	20	20	100%	100%
計		31	17	48	48	100%	100%	
		公共	12	12	24	24	100%	100%
		民間	19	5	24	24	100%	100%

※本計画において特定建築物とは、法第 14 条の規定に基づき一定の用途と規模が定められた特定既存耐震不適格建築物をいう。

その他の法に基づき耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物については、静岡県が行う報告徴収、公表、指導・助言等が円滑に実施されるよう、森町は関係情報の共有、所有者等への周知及び制度案内等により協力する。また、耐震性が不足する建築物については、所有者等に対し、耐震改修等の早期実施を促す。

3 公共建築物

公共建築物は、不特定多数の利用が見込まれるほか、地震発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点として重要な役割を担っている。このため、円滑な災害応急対策を実施するには、防災拠点となる庁舎、消防署、病院、避難所となる学校施設などの公共建築物について、耐震化を図ることが極めて重要である。

森町では、学校や庁舎等の公共建築物について耐震診断を実施し、その結果等を公表するとともに、具体的な耐震化の目標及び耐震化計画を策定することにより、耐震化の促進に積極的に取り組んできた。

また、森町が所有する公共建築物（以下「町有建築物」という。）については、耐震性能に関するリストを平成19年3月に公表している。

令和8年3月現在、町有建築物の耐震化率は98.5%（静岡県が想定している東海地震に対する耐震化率）である（表2-6）。東海地震に対して耐震性能がやや劣るランクⅡ、耐震性能が劣るランクⅢの建築物及び耐震診断未実施の建築物のうち、該当する計1棟については、施設の状況に応じて移転、解体、建替え等を実施していく。

表2-6 町有建築物の耐震性能（令和8年3月末現在）

建築物の用途 ※1	東海地震に対する 耐震性能を表すランク ※2				未診断	計
	Ⅰ		Ⅱ	Ⅲ		
	I a	I b				
①災害時の拠点となる建築物	11棟	21棟	0棟	0棟	0棟	32棟
②多数の者が利用する建築物	2棟	3棟	0棟	0棟	0棟	5棟
③町営住宅	1棟	6棟	0棟	0棟	0棟	7棟
④その他の主要な建築物	4棟	16棟	0棟	0棟	1棟	21棟
計	18棟	46棟	0棟	0棟	1棟	65棟
構成割合	27.7%	70.8%	0.0%	0.0%	1.5%	100%
東海地震に対する耐震化率 ※3	98.5%					
(参考)建築基準法上の耐震化率 ※4	98.5%					

- ※1 東海地震に対する耐震性能を表すランクは静岡県が独自に定めたものであり、耐震性能を表すランク（Ⅰ～Ⅲ）の内容については資料編を参照
- ※2 東海地震に対する耐震性能を表すランクは静岡県が独自に定めたものであり、耐震性能を表すランク（Ⅰ～Ⅲ）の内容については資料編を参照
- ※3 東海地震に対して耐震性を有するとされる建築物はランクⅠ
- ※4 建築基準法上で耐震性を有するとされる建築物はランクⅠとランクⅡ
- ※5 森町所有建築物耐震性能リストは、資料編を参照

4 沿道建築物

緊急輸送路等の沿道において、地震時の倒壊により通行障害を生ずるおそれのある建築物については、静岡県が定める耐震診断義務付け対象道路等の趣旨を踏まえ、森町は関係機関と連携し、対象となり得る建築物の所有者等に対する周知、相談対応及び制度案内等を行う。あわせて、耐震改修又は除却等により通行機能の確保に資する取組を促進する。なお、森町の緊急輸送ルートは表2-7のとおりである。

表2-7 森町の緊急輸送ルート（令和8年3月末現在）

拠点名	森町役場（袋井消防署森分署）
東名高速道路	<p>【起点】袋井 I C → 静岡県道浜北袋井線 → 袋井市川井地内（川井交差点） → 静岡県道磐田袋井線 → 袋井市田町一丁目地内（永楽町交差点） → 静岡県道袋井春野線 → 周智郡森町睦実地内（福田地交差点） → 静岡県道掛川天竜線 → 周智郡森町森地内（森町郵便局前） → 森町道駅前下宿線 → 【終点】森町役場（袋井消防署森分署）</p>
新東名高速道路	<p>【起点】森掛川 I C → 静岡県道掛川天竜線 → 周智郡森町草ヶ谷地内 → 森町道新田赤松線 → 周智郡森町森地内（森町郵便局前） → 森町道駅前下宿線 → 【終点】森町役場（袋井消防署森分署）</p>

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

森町は、本計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を総合的かつ計画的に推進する。施策の実施に当たっては、社会資本整備総合交付金（住宅・建築物耐震改修事業）を活用し、森町の財政状況及び実施体制等を勘案しながら、効果的な支援を行う。

本計画期間において、森町が補助制度として位置付け、実施する耐震化関連の支援は、表3-1に掲げるプロジェクト「TOUKAI-0+（プラス）」等に基づく事業とする。

一方、耐震改修に係る補強計画（計画策定のみ）、昇降機（EV）及びエスカレーター（ESC）の防災対策改修に対する支援その他必要な支援については、森町単独の補助制度としては現時点で位置付けていないため、国及び静岡県との制度動向、財源確保の状況及び制度設計、実施体制の整備を踏まえ、必要に応じて検討する。

また、住民・所有者等からの相談に対しては、静岡県や関係機関の制度・情報の提供等を通じて必要な支援を行う。

1 補助制度

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事内容により異なるが、一般に相当の費用を要する。このため、所有者等の費用負担の軽減が求められている。

そこで、国及び静岡県の補助・支援制度を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図る。

森町では、建築物の耐震化を促進するため、建物所有者等が地域防災対策を「自らの問題」とするとともに「地域の問題」として捉えられるよう、意識啓発を進める。また、その取組を可能な限り支援するため、所有者等が耐震診断及び耐震改修に取り組みやすい環境の整備や、負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じる。あわせて、耐震改修の実施を妨げる要因となっている課題の解決を図ることを、基本的な取組方針とする。

さらに住宅については、人命を守ることを最優先とし、これまでの「住宅の耐震化」に加えて、巨大地震から命を守るための多様な手段（建替え、耐震性のある住宅等への住替え、安全な空間の確保（耐震シェルター、防災ベッド）など）も含め、総合的に推進する。

なお、新耐震基準の住宅についても、国及び静岡県の動向並びに令和8年度に策定が予定されている静岡県第5次地震被害想定を注視しつつ、支援の在り方について検討していく。

(1) プロジェクト「TOUKAI-0+（プラス）」

建築物の所有者等の耐震化に要する費用負担の軽減を図り、耐震化を促進するため、静岡県の実施するプロジェクト「TOUKAI-0+（プラス）」により表3-1のとおり、国及び静岡県とともに耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備に努めていく。

表3-1 森町におけるプロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業の制度概要
(令和8年4月現在)

区分		【事業名】概要	対象建築物	補助率		
				国	静岡県	森町
木造住宅	耐震診断	【わが家の専門家診断事業】 専門家派遣及び無料耐震診断	昭和56年5月以前	25,000円	11,250円	13,750円
	改修工事	【木造住宅の耐震改修事業 (補強計画一体型)】 耐震改修工事に対する助成	昭和56年5月以前 耐震評点1.0未満を 1.0以上に上げる工 事	575,000円 (上限1/2)	287,500円 (上限1/4)	337,500円 (上限額)
	除却	【木造住宅除却事業】 除却に対する補助助成	昭和56年5月以前 耐震性のない木造住 宅	11.50%	5.75%	5.75%
住宅	移転	【がけ地近接等危険 住宅移転事業】 移転に対する補助助成	災害危険区域内等の 危険住宅	1/2	1/4	1/4
瓦屋根の住宅	耐風診断	【住宅屋根の耐風診断事業】 耐風診断に対する補助助成	令和4年1月以前に 建築された森町内全 域の瓦屋根住宅	1/3	1/6	1/6
	耐風改修	【住宅屋根の耐風改修事業】 耐風改修に対する補助助成	令和4年1月以前に 建築された森町内全 域の瓦屋根住宅で耐 風性能を満たさない 住宅	11.50%	5.75%	5.75%
建築物	診断	【建築物の耐震診断事業】 耐震診断に対する補助助成	昭和56年5月以前の 木造住宅以外の建築 物及び非木造住宅	1/3	1/6	1/6
	補強計画	【緊急輸送ルート等沿道 建築物補強計画策定事業】 計画策定に対する補助助成	通行障害既存耐震 不適格建築物	1/2	1/4	1/4
	補強工事	【緊急輸送ルート等沿道 建築物耐震化事業】 耐震補強工事等に対する 補助助成	通行障害既存耐震 不適格建築物	2/5	1/5	1/5

ブ ロ ッ ク 塀 等	除 却	【危険なブロック塀等の 除却事業】 除却に対する助成	森町内全域の危険な ブロック塀 (行き止まりの道等)	1/4	1/8	1/8
		【ブロック塀等の除却事業 (避難路沿道等)】 除却に対する助成	住宅や事業所等から 避難所、避難地等へ 至る私道を除く経路 に面する 危険なブロック塀	1/3	1/6	1/6
	建 替 え	【ブロック塀等の除却事業 (避難路沿道等)】 建替えに対する助成	住宅や事業所等から 避難所、避難地等へ 至る私道を除く経路 に面する 危険なブロック塀	1/3	1/6	1/6

※木造住宅の耐震改修工事の実施に当たっては、全ての階の耐震性能を確保することが望ましいが、過去の地震被害において特に1階の被害が大きいことを踏まえ、森町では木造住宅の耐震改修事業の補助要件としては、住宅の倒壊から命を守ることを最優先に、最低限1階部分の耐震性能を確保することとし、2階以上の耐震性能の確保は任意とする。

(2) 耐震改修促進税制等

建物所有者等の耐震改修に要する費用負担の軽減を図り、耐震改修を促進するため、国が講じている耐震改修に係る税の優遇措置の普及促進に努める。

(3) 住宅ローンの優遇制度

静岡県と県内の金融機関は、「耐震性の低い木造住宅の耐震化の促進」等を図るため、平成 18 年度に協定を締結した。これを受け、各金融機関では住宅ローンの優遇制度を設けている。

本制度では、昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅のうち、耐震評点 1.0 未満の住宅を建替える場合に、各金融機関が定める金利の優遇や手数料の割引等の優遇措置を受けることができる。森町としても、本制度の普及促進に努めていく。

2 啓発及び知識の普及

建築物の耐震化を促進するためには、建物所有者等の防災意識の向上が不可欠である。このため、地震防災対策を自らの問題であるとともに地域の問題として捉えられるよう、建築物の地震に対する安全性の向上に関する情報を住民にわかりやすく伝える。また、建物所有者等が安心して耐震改修を実施できるよう、環境整備に積極的に取り組む。

また、建築物所有者等に対して、経済的で実現可能な改修・補強方法や、落下物・倒壊物対策等を含む幅広い補助事業を提示できるよう、建築関係団体・建築技術者等と連携して周知を図る。

(1) 具体的な周知・啓発の方法

- ・ 「広報もりまち」、町内回覧、同報無線、SNS 等により、各補助制度等の周知を行う。
- ・ ダイレクトメールの送付を行う。
- ・ 各世帯の事情に応じた提案を行う。
- ・ 耐震化が遅れている地域等については、取組を重点化する。
- ・ 重点化に当たっては、避難所や災害時の拠点となる施設、要配慮者が利用する施設、避難路・緊急輸送路等の機能確保に資する建築物等を優先対象として周知・働き掛けを行う。
- ・ 建築物防災週間や地震防災強化月間等に併せ、静岡県と連携して制度等の周知のための各事業を行う。
- ・ リフォーム等を耐震化の機会と捉え、耐震化の提案を行う。

(2) 相談体制・各情報の整備と拡充

- ・ 静岡県及び森町の相談窓口により、相談に対応する。
- ・ 相談内容に応じて関係窓口を明確化し、円滑に案内する。
技術的相談：静岡県庁建築安全推進課、静岡県袋井土木事務所等

家具固定：地震防災センター、森町役場定住推進課等

契約・金銭トラブル：静岡県民生活センター、森町役場産業政策課等

補助申請・地域の相談：森町役場定住推進課等

- ・ ホームページ等により、耐震化に必要な情報や各種補助制度を、住民にわかりやすく提供する。
- ・ ハザード情報を整備し、活用する。(GIS、アプリ、ハザードマップ等)
- ・ パンフレット・事例集等を整備し、配布ができるようにする。

(3) その他周知・啓発する事項

ア 建築物の耐震性能の維持・向上

- ・ 2000年基準以前の木造建築物について、接合部仕様や劣化状況等の確認による耐震性能の検証を、リフォーム等の機会に推奨する。
- ・ 発災後の継続使用を見据え、余裕のある耐震性能の確保について周知する。
- ・ 長周期地震動の対象区域等について、対象建築物のフォローアップを行い、必要に応じて詳細診断や対策工事を促す。
- ・ 耐震改修・復旧時には、杭等について二次設計の実施状況に留意し、必要な対策を講じるよう周知する。

イ 維持管理・被災後対応

- ・ 経年劣化による耐震性能低下を抑えるため、適切な維持管理の必要性を周知する。
- ・ 地震により被害を受けた建築物については、点検による被害把握と、状況に応じた改修の必要性を周知する。

ウ 屋内外の安全対策（非構造部材等）

- ・ 家具等の転倒防止、特定天井の落下防止、建築設備（エレベーター等）の安全対策について、関係制度や点検等の機会を捉えて周知・指導を行う。
- ・ ブロック塀等の安全点検と、危険なものの撤去・改善を補助制度等により促す。
- ・ 屋外広告物や非構造部材等について、定期報告制度等を活用し安全性確保を促す。

エ 地域課題への対応（空き家・孤立予想集落・緊急輸送路）

- ・ 空き家の除却・改修等により周辺の安全性確保を図るため、庁内関係部局と連携して周知・啓発に取り組む。
- ・ 孤立予想集落については、耐震化に加え総合的な防災対策が必要であることから、ハザード情報の活用等によりリスクを周知し、関係機関と連携した働きかけを行う。
- ・ 緊急輸送路や避難路等の安全性確保に向け、実情に応じて耐震診断義務付け対象道路の指定等を検討するよう促す。

3 関係者との連携促進等

(1) 役割分担

静岡県は、森町を含む市町の取組を積極的に支援するとともに、広域的・総合的な普及啓発、耐震化を進めやすい環境整備、技術者の育成等の施策を実施する。

森町は、所有者等に最も身近な自治体として、地域の実情に応じた普及啓発、耐震化を進めやすい環境整備、負担軽減のための施策を主体的に実施する。住宅の耐震化率の把握に当たっては、統計データの制約等を踏まえ、必要に応じて固定資産課税台帳等の活用を含め、適切な把握方法を検討する。

住宅・建築物の所有者等は、耐震化が自らの生命・財産を守るだけでなく、倒壊による道路閉塞の防止など地域の防災力向上にも資することを認識し、自助の意識の下、自発的かつ積極的に耐震化に努めるものとする。

(2) 静岡県・関連機関との連携等

森町は静岡県と連携し、所有者等の取組をできる限り支援する観点から、耐震化に取り組みやすい環境の整備や負担軽減のための制度活用・構築に努め、耐震化の阻害要因となっている課題の解決を図る。なお、建築物の耐震化を促進するためには現状把握が不可欠であることから、森町は地域の耐震化の状況(耐震診断・改修の補助実績等)の把握に努め、必要に応じて静岡県と情報共有を行う。また、耐震化の促進に当たり、法令に基づく手続や指導等が円滑に行われるよう、必要な情報共有に努める。想定される要対応事項は次のとおり。

ア 耐震診断義務付け対象建築物（大規模建築物・沿道建築物）への対応

耐震診断義務付け対象建築物については、所管行政庁が実施する周知、報告徴収、指導・助言等の取組が確実に進むよう、森町は関係情報の共有、所有者等への案内、制度周知等により協力する。

また、公表制度の運用に当たっては、耐震改修等により耐震性が確保された建築物が不利益を受けないよう配慮した丁寧な運用が図られるよう、関係機関と連携する。

イ 義務付け対象以外の建築物への対応（努力義務・指示対象等）

義務付け対象以外の建築物についても、法及び静岡県地震対策推進条例等の趣旨を踏まえ、所有者等に対し耐震診断・耐震改修の必要性を周知するとともに、所管行政庁等が行う指導・助言等と整合を図りながら、耐震化を促進する。

また、特定既存耐震不適合建築物や緊急輸送路等に面する既存建築物など、指示・公表の対象となり得る建築物については、所管行政庁等と連携し、適切な対応が進むよう協力する。

さらに、構造耐力上主要な部分の安全性が著しく損なわれた建築物や、損傷・腐食等の劣化が進行し放置すれば保安上危険となる建築物について、所管行政庁が建築基準法に基づく勧告または命令を行う場合には、森町は関係機関と連携し、必要な周知・調整等を行う。

表 3 - 2 法及び条例による耐震診断又は耐震改修の指導等の対象建築物

区分	努力義務	指導及び助言	指示	公表	指導権限を持つ者
法	全ての既存耐震不適合建築物 ※1 (法第16条ほか)		特定建築物のうち一定の用途・規模 (法第15条第2項)	正当な理由がなく、左記の指示に従わなかった建築物	所管行政庁 ※4 (法第2条第3項)
条例	全ての既存建築物 ※2 (条例第15条)		緊急輸送路、避難路又は避難地等に面する既存建築物 ※3 (条例第15条第4項)	—	静岡県知事 ※5

- ※1 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築されたものに限る。
- ※2 昭和56年5月31日以前に建築された建築物等及び同日において工事中であった建築物
- ※3 法による指示を行った建築物を除く。
- ※4 平成28年4月現在における所管行政庁
(特定行政庁) 静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、富士市、焼津市、富士宮市
(限定特定行政庁) 伊東市、三島市、裾野市、御殿場市、藤枝市、島田市、磐田市、袋井市、掛川市、湖西市
- ※5 所管行政庁である首長に対し、静岡県知事から指導権限を委譲している。

表 3 - 3 耐震診断又は耐震改修の指示等を行う建築物

法・条例	用途				指示する建築物	公表する建築物	建築基準法第10条により 勧告・命令する建築物	
法第15条第2項の特定建築物	(1) 災害時の拠点となる建築物	ア	災害応急対策全般の企画立案、調整等を行う施設	県庁、市役所、町役場、警察署、消防署、郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	耐震診断	法第15条第2項の特定建築物	昭和46年以前の建築物	—
		イ	住民の避難所等として使用される施設	小・中学校、義務教育学校、特別支援学校				
				体育館 幼稚園、保育所など				
		ウ	救急医療等を行う施設	病院、診療所				
		エ	災害時要援護者を保護、入所している施設	老人ホーム、老人短期入所施設、児童厚生施設、福祉ホーム等				
	オ	交通の拠点となる施設	車両の停車場又は船舶、航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	耐震改修	ランクⅢの建築物又はランクⅡの公共建築物	ランクⅢの建築物のうち、 $I_s/E_t < 0.3$ 又は $I_s < 0.3$ の建築物※		
	(2) 不特定多数の者が利用する建築物		百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	耐震診断	法第15条第2項の特定建築物	昭和46年以前の建築物	—	
			ホテル・旅館					
			集会場・公会堂					
			劇場、観覧場、映画館、演芸場					
		博物館、美術館、図書館						
		展示場						
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ等						
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等						
		遊技場						
		ボーリング場、スケート場、水泳場等						
(3) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		自動車車庫又は自転車の停留又は駐車のための施設	耐震改修	ランクⅢの建築物又はランクⅡの公共建築物	ランクⅢの建築物のうち、 $I_s/E_t < 0.3$ 又は $I_s < 0.3$ の建築物	ランクⅢの建築物のうち、 $I_s/E_t < 0.3$ 又は $I_s < 0.3$ の建築物※		

法第 15条 第5 項の 建築 物	(4) 緊急輸送路、避難路、避難地等に面する既存建築物	耐震診断	全て
		耐震改修	ランクⅢ の建築物 又は ランクⅡ の公共 建築物

第4章 進行管理・執行体制

1 進行管理

本計画の進捗は、住宅の耐震化の状況及び補助制度の実績等により毎年度点検し、必要に応じて施策の見直しを行う。

点検に当たっては、プロジェクト「TOUKAI-0+（プラス）」の各事業の実施件数等を把握し、施策の改善に活用する。

2 執行体制

補助制度を活用する事業については、社会資本整備総合交付金を活用する事業として、交付決定、事業実施、完了確認、実績報告等の手続を適正に行う。完了確認に当たっては、提出図書及び写真等により、実施内容が補助対象に適合していることを確認する。また、同一の工事等に対する重複補助を防止するとともに、関係書類を適切に整備及び保存する。